

平成 26 年 7 月 24 日

大王製紙株式会社

## 中国におけるベビー用紙おむつの並行輸入業者に対する訴訟で和解成立

～中国で差押えた G00.N (グーン)「日本国内限定販売品」の廃棄が完了～

大王製紙株式会社は、平成 25 年 12 月 中国江蘇省連雲港<sup>れんうんこう</sup>税関において、上海市の並行輸入業者(以下「A社」)が並行輸入しようとした当社ベビー用紙おむつG00.Nを差止め、さらにA社に対して平成 26 年 3 月 5 日、当社の知的財産権を侵害するとして、同社の並行輸入品の廃棄・没収、販売行為の差止め等を求める民事訴訟を連雲港市中級人民法院に提起しました。

開廷初日(4月28日)にA社より和解の申し入れがあり、5月14日、裁判官立会いのもと、以下内容を骨子とする和解が成立しました。

A社は、差押えられた日本国内限定販売品を廃棄することに同意する。

A社は、今後大王製紙の許諾なしに、大王製紙の商品を販売しないことに同意する。

そして、6月27日、当社立会いのもと、差押えられた日本国内限定販売品の廃棄が完了しました。

当社は、G00.Nの並行輸入品により様々な問題が生じていた<sup>注1)</sup>ため、パッケージに「日本国内限定販売品(FOR SALE IN JAPAN ONLY)」と記載し、当社国内代理店とは「G00.Nの販売地域を日本国内に限定する」旨の契約書を締結するなどして、G00.Nを海外に流出させないようにし、必要に応じて訴訟による並行輸入品の排除<sup>注2)</sup>を行ってきました。

今回の訴訟もその一環ですが、当社は今後とも、当社品の海外への並行輸入行為や模倣品等による当社知的財産権の侵害や不法行為に対しては、毅然とした姿勢で対処していくと共に、国内外の全てのお客様に安心して当社品をご使用して頂けるよう取組んで参ります。

以 上

(参考)

## 注1) G00.Nの並行輸入品により生じていた様々な問題について

当社は大王(南通)生活用品有限公司(江蘇省南通市、当社100%子会社)を中国における正規輸入代理店としておりますので、それ以外のルートでの中国への輸入品は全て並行輸入品となります。

中国においては、当社G00.Nの並行輸入品の保管状況が悪くて紙おむつが吸湿してしまい本来の尿吸収性能が発揮できなかつたり、リパックされた並行輸入品のパッケージが破損して衛生面で問題あるとして税関で廃棄されたりしたなどの事例がありました。また、日本では、中国の並行輸入業者の依頼により店頭で商品が買い占められ、店頭で紙おむつが品不足になるという事態がありました。

本年7月4日に中国質検総局の2013年の衛生用品の輸入状況に関する発表によれば、日本から輸入した紙おむつや生理用品で検査不合格が急増しており、その理由として「中国国内の商社が日本で使い捨て衛生用品を買い付け、中国に輸入しているため」と紹介しています。(参考：中国質検総局発表資料

[http://www.aqsiq.gov.cn/ztlm/2013/qzlx/zjhd/201407/t20140704\\_416861.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/ztlm/2013/qzlx/zjhd/201407/t20140704_416861.htm))

今回の訴訟は、日本国内限定販売品のG00.Nを並行輸入しようとするA社の行為や当社と異なるA社の品質管理・アフターサービス等は、中国消費者の不利益となり、ひいては当社品の品質やブランド価値の毀損に繋がることから、当社商標権を侵害していると判断し提訴したものです。

## 注2) 訴訟による並行輸入品の排除について

当社は、ロシアにおいてG00.Nの並行輸入業者に対して民事訴訟を提起し、勝訴が確定しており、現在、ロシアにおいては商標権者の許可を受けない並行輸入は違法とされています。(参考：飯島国際商標特許事務所最新トピックス <http://d.hatena.ne.jp/brandiijima/20120528/1338183519> )

中国では、商標法での並行輸入に関する規定が不明確のため、個々の事案毎に合法・違法が判断される運用となっています。(参考：中国における並行輸入の問題：JETRO発行「特許庁委託事業 模倣品対策マニュアル中国編 2013年3月」249頁 <http://www.globalipdb.jpo.go.jp/precedent/4946/> )